



Title	十六～十八世紀における北日本の境界領域とアイヌ社会 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	上田, 哲司
Citation	北海道大学. 博士(文学) 甲第13396号
Issue Date	2019-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/74562
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Tetsuji_Ueda_review.pdf (審査の要旨)



[Instructions for use](#)

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 上 田 哲 司

主査 教授 谷 本 晃 久
審査委員 副査 准教授 橋 本 雄
副査 教授 佐々木 亨

学位論文題名

十六～十八世紀における北日本の境界領域とアイヌ社会

当該研究領域における本論文の研究成果 本論文は、中世近世移行期～近世前期の津軽海峡を挟んだ津軽・松前地域を対象とした文献史学研究（北方史）、とりわけ津軽アイヌ社会史、弘前藩による対津軽アイヌ編成史ならびに豊臣政権・幕藩制国家による松前蝦夷地の権力編成史の研究領域に属する研究であると位置づけることができる。その成果は、大きく分けて以下のA～Cの3点にあるものと認められた。

A 第一部第一～四章で論じられた、当時「狝」（えぞ）と呼ばれた津軽アイヌの実態は、オリジナリティに富んだ成果となった。とりわけ、由緒書や肴倉弥八紹介史料、また近年の青森県史の史料編纂事業で提示された「国日記」などを素材化した点は、当該研究領域でネックとされてきた絶対的な文献史料の不足という状況を乗り越える成果を提示した。それに基づいて精緻な個別実証を試みたことにより、浪川健治により提示された近世津軽アイヌ社会像を批判しつつ新たな歴史像を描くことに一定程度成功している。なかでも、津軽藩の領内アイヌ編成を象徴する「狝米」の理解につき、アイヌへの給付を前提とした百姓への賦課、という従来の理解に対し、「狝」の所有する畑へ課された小物成であったという見解を提起し、「狝」の所有する「畑」に賦課があったと読むことのできる肴倉紹介史料の記載を援用して関連史料を分析した点は、今後の当該研究に新たな論点を提起した。また、アイヌ史における津軽アイヌ社会の独自性を、襲名慣行などを手掛かりに個別実証的に描いた点も貴重な成果となった。従来北海道アイヌ・樺太アイヌ・千島アイヌという三つの個性からなるものと理解されてきた近世アイヌ社会に、下北アイヌとともに「本州アイヌ」として位置づけられている津軽アイヌならではの近世的展開のすがたを付け加える途を、この成果は開いているからである。

B 第一部第五章では、近世津軽藩領で用いられ賦課の対象とされた「狝築」の実態解明が試みられた。従来着目されてきた、アットゥシや車糶といった津軽海峡をはさんだ両岸に共通して用いられたアイヌの伝統技術に基づいた物質文化の例に、「狝築」を明確に位置付けたのはじめての専論であり、当該研究領域に新たな事例と論点を提供する結果となった。当該地域において和人が用い「内在化」したアイヌ文化の一例として位置づける視点は、説得的であった。口頭試問では、北米などにみられるような、異文化接触の一例として当該事例を俯瞰的に捉える必要性が指摘され、今後の研究展望を建設的に共有することが叶った。

C 第二部第一章・第二章では、松前藩主宛印判状を様式論・機能論的観点から再評価を試みた。豊臣秀吉期・徳川家康期に発給された同様式の「定書」との比較を通し、これらの印判状を領地安堵（宛行）状とセットで発給される「定書」「掟書」の一種であり、「禁制」としての機能を備えた文書であると、明確に位置付けた点は貴重な成果であった。従来の当該研究領域では、実態論・状況論を踏まえた文言解釈が主流であったから、本論文で具体的に進められた分析は、新たな論点を提示する結果となった。こうした分析視覚により、「禁制」として印判状を捉え、そこに「夷人（仁）」への非分禁止が含まれていることに着目し、秀吉政権・家康政権がアイヌ社会を直接編成する意図があったと論じた点は、従来交わされてきた統一政権とアイヌをめぐる論争に一石を投じた。また、近世前期に松前城下に掲示されていた定書が家綱朱印状であったことの

意義について考察を加えた点も、松前藩にとっての将軍印判状の受容と活用という新たな論点を当該研究領域に投げかける結果となった。

総じて、従来の北方史研究のなかで、その必要性は指摘されつつも史料の制約から個別実証研究の蓄積に乏しかったテーマにつき、史料の素材化の工夫を含め、果敢に挑んだ意欲的な仕事と評価できる。とりわけ、従来その実態研究の蓄積が求められてきた本州アイヌの社会史を津軽地域に即して叙述した成果は、今後結ばれていくべきアイヌ史的観点からも大きく評価できるものとなった。審査委員会では、実証された事例の全体史的位置づけや、研究史上のターム理解、あるいは論証の手続きにやや不十分さや勇み足が見られる点が指摘されたが、それを補って余りある個別実証的な成果が認められ、また口頭試問では今後の研究においてこうした課題を自ら克服し得る意欲や力量が、十分認められた。

学位授与に関する委員会の所見 以上の審査の結果、審査委員会は全員一致して、本論文の著者である上田哲司氏に博士（文学）の学位を授与することが妥当であるとの結論に達した。